

静岡県立大学学長補佐に関する規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 29 号

改正 平成 26 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県立大学学則第 19 条第 2 項の規定に基づき、本学に置く学長補佐について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 学長補佐は、学長が指示する事項を所掌する。

(選考)

第 3 条 学長補佐は、学長が指名する。

(任期)

第 4 条 学長補佐の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の学長補佐の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条 学長補佐の任期は、指名する学長の任期を超えることはできない。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、学長補佐に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。